

たぶせ

Tabuse Public Relations

平成 26 年

6/13

No.923



和太鼓集団 山城組【空】



■表紙の写真

5月31日(土)、「第20回たぶせ・城南ホタルまつり」が城南小学校をメイン会場として開催されました。

まつり会場では多くの出店が軒を連ねる中、「ホタルと音楽の夕べ」と題して、山城太鼓やバンド演奏などが行われました。(17ページ関連記事)

主な内容

大雨・土砂災害から身を守るために	2～3
臨時福祉給付金など	4～5
国民健康保険税のお知らせ	6～8
介護保険料のお知らせ	9

大雨・土砂災害から 身を守るために

全国的に局地的な豪雨による被害が多発するなか、県内でも平成21年7月の豪雨により死者22人を含む甚大な災害が発生しました。

災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が重要です。

土石流 (山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象)

長雨・集中豪雨などで、山腹や溪流の石や土砂を一気に下流に押し流します。強大な威力とスピードで、進行方向にあるものを飲み込み破壊します。



前ぶれ

- ・山鳴りがする。
- ・立木が裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。
- ・急に川の水が濁り、流木が混ざり出す。



急傾斜地の崩壊 (傾斜の角度30度以上で高さが5m以上の土地が崩壊する自然現象)

雨水がしみ込んで柔らかくなった斜面が急激に崩れ落ちます。日本で最も多い土砂災害で、急に起きるため逃げ遅れて犠牲になる人も多い災害です。



前ぶれ

- ・がけから水が湧き出る。
- ・がけからの水が濁る。
- ・地下水や湧き水が止まる。
- ・がけから木の根が切れるなどの音がする。



「土砂災害の前ぶれがあるとき」
や「何かおかしい」と感じたら、
隣近所で声をかけあつて早めに安
全な場所に避難しましょう。特に、
近所に高齢者や身体の不自由な人
がいる場合は、お互いに助けあつ
て早めの避難をしてください。
また、事前に避難場所や避難ル
ーなどを確認しておきましょう。

▼早目に避難しましょう



大雨で冠水した一本松地区
(平成22年7月)

安全のため、できるだけ冠水し
た路面を通行しないようにしま
しょう。
路面の隠れた障害物や、水路と
の境界が見えない場合、マンホ
ールのふたが外れている場合もあ
り、大変危険です。

▼冠水した路面の 通行は危険です！

▼田布施川・灸川洪水ハザードマップの避難場所

地 域	該当する自治会名	マップ避難場所
東田布施	八和田、上げ、土井の内、塩坪、天神、本町、新町、波野市、配原、祇園	東田布施小学校
	大波野中、大波野上	大波野中央会館
西田布施	瀬戸(田布施川以北)、定井手、砂田、一本松、寿	田布施農工高校
	瀬戸(田布施川以南)、長田	西田布施公民館
麻 郷	新川、高塔、八海、旭	スポーツセンター
城 南	瓜迫、吉井、城南	城南公民館
	葛岡	城南学園体育館

○一次避難場所（自主避難場所）

地 域	避難場所
城 南	城南公民館
西田布施	西田布施公民館
東田布施	東田布施公民館
麻 郷	麻郷公民館
麻 里 府	麻里府保育園

▼土砂災害ハザードマップの避難先

山口県の土砂災害警戒区域の指定に伴い、田布施町土砂災害ハザードマップを作成し、各戸に配布しています。

土砂災害は、台風などにより大雨が降ると山地の急な斜面や地盤の緩くなった山肌が崩れて土砂岩石や木々が大量の水と一緒にあって、私たちの街に襲いかかってくる恐ろしい災害です。

土砂災害に関する正しい認識と情報を入手し、危険を感じたら直ぐに避難してください。各地域の土砂災害に関する避難所は、ハザードマップで確認してください。

○災害などの状況に応じて、二次避難場所を開設する際には、広報車、防災行政無線、田布施町防災・防犯メール等によりお知らせします。

◇避難場所に関する問合せ先

- ・町役場(代表) ☎ 52-2111
- ・総務課 ☎ 52-5802
- ・町民福祉課 ☎ 52-5810

◎緊急連絡先

災害の発生、豪雨やがけ崩れなどで応急の対応が必要なときは、緊急連絡先に通報してください。

町役場(代表)	☎ 52-2111	土砂災害、河川はん ^{らん} 濫、家屋浸水、交通障害など
柳井土木建築事務所	☎ 22-0396	主要道路交通障害、河川はん濫など
光地区消防組合東消防署	☎ 52-3103	人命救助、けが人・病人の搬送

「田布施町防災・防犯メール」に登録しよう！ 問総務課 ☎ 52-5802

●登録方法

- ①下記の登録・変更用アドレスへ空メール(件名・本文なし)を送信してください。

URL: e-tabuse@xpressmail.jp

QRコード対応の携帯電話をご利用の場合は、右図からアドレスを読み取れます。



- ②登録メールが届きます。指定アドレスにアクセスしてください。
- ③登録画面の指示に従って、配信を希望する項目にチェックしてください。

- ④「登録」ボタンを押して登録完了です。

●田布施町防災・防犯メールとは

登録者に、気象情報、火災情報、避難情報などの情報を携帯電話やパソコンに無料で配信するサービスです。

●注意事項

- ・利用規約を必ず読んで登録してください。
- 登録方法等詳しくは、町ホームページをご覧ください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請時期・方法についてお知らせします。

現在、7月から申請受付ができるように準備しています。

町では、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当すると思われる世帯に対して、6月下旬から7月初旬に申請書と詳しい資料を送付することとしています。申請手続きは郵送での受付も可能となっておりますのでご利用ください。

※町では、窓口での混雑を避けるため、受付期間中は町役場1階会議室に給付金の専用窓口を開設いたします。また、この期間中、給付金に関する専用電話(☎53-4080)を設置いたしますので、ご利用ください。

臨時福祉給付金 支給要件

○支給対象者

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。
- ただし
 - ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など
 は除きます。

○支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特別給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特別給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特別給付の対象となる児童

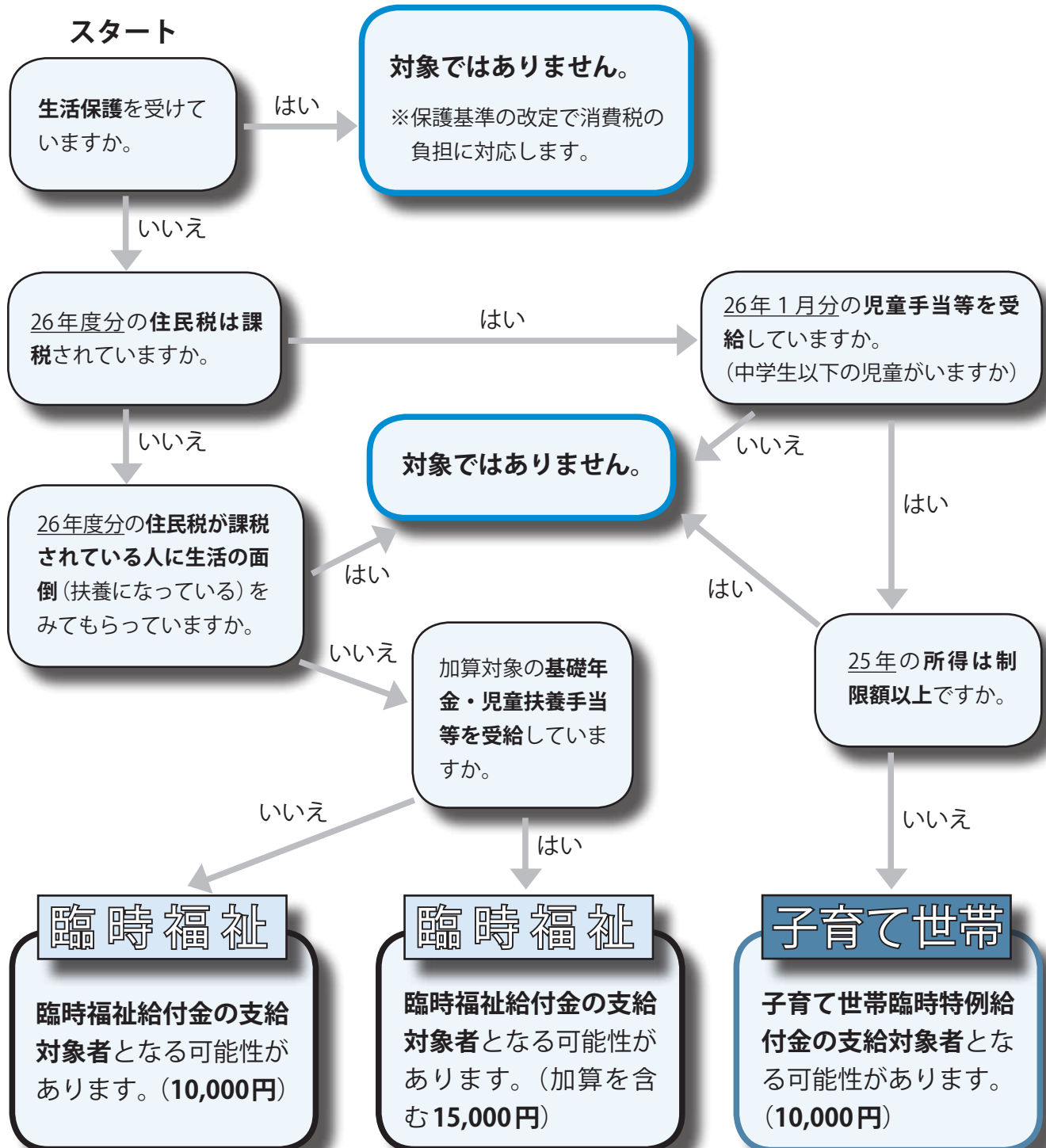
- ただし
 - ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童 など
 は除きます。

○支給額

対象児童1人につき **10,000円**

対象者診断チャート

※基準日は平成26年1月1日となります
(当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。)



対象者診断チャートで確認し、支給要件に該当すると思われる人で、7月中旬を過ぎてもお手元に申請書などが届いていない場合や、ご不明な点がある場合は、町民福祉課までお問い合わせください。

国民健康保険税のお知らせ

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

平成26年度の国民健康保険税の税率などは次のとおりです。
地方税法施行令の改正により、軽減の判定方法、賦課限度額の変更があります。

▼改正内容

- ① 2割軽減の拡大
(平成25年度)・・・33万円+35万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
(平成26年度～)・・・33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
- ② 5割軽減の拡大
(平成25年度)・・・33万円+24.5万円×{(被保険者数-世帯主)+旧国保被保険者数}
(平成26年度～)・・・33万円+24.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)
- ③ 賦課限度額の引き上げ
(平成25年度)・・・後期高齢者医療支援分14万円、介護保険分12万円
(平成26年度～)・・・後期高齢者医療支援分16万円、介護保険分14万円

▼国民健康保険税の税率および計算方法【平成26年度】

内 訳	計算の説明	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者 医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成25年中の総所得金額等－基礎控除 (33万円)の額に税率を乗じる	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000 円	7,000 円	15,000 円
C 平等割額	1世帯につき	24,000 円	7,000 円	
年間保険税	A+B+C(ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 51 万円	賦課限度額 16 万円	賦課限度額 14 万円

- ◎国民健康保険税は、世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険加入者でない場合も擬制（みなし）世帯主となり、納税義務者になります。
- ◎国民健康保険税は、加入者の所得、世帯の加入者数に応じて算出される所得割額・均等割額・世帯別平等割額の合計額で、医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分についてそれぞれ上記の方法で計算します。
- ◎後期高齢者医療支援分は、すべての国保加入者に課税されます。介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます。
- ◎年度途中で65歳になられる人の介護保険分は、あらかじめ65歳到達月以降の介護保険分を課税していません。
- ◎年度途中で75歳になられる人は、後期高齢者医療制度に移行するため、あらかじめ75歳到達月以降の国民健康保険税を課税していません。
- ◎年度途中で40歳になられる人の介護保険分は40歳到達月以降に課税します。

国民健康保険税の 軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合次のとおり国民健康保険税の均等割額・平等割額が軽減されます。

※軽減措置の判定をする際には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者（75歳以上の人）の所得も判定します。

※65歳以上の人で公的年金の所得がある場合、公的年金所得から15万円（上限）を差し引いた額で軽減の判定をします。



▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減なし世帯	24,000 円	7,000 円	15,000 円	24,000 円	7,000 円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円以下	7,200 円	2,100 円	4,500 円	7,200 円	2,100 円
5割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+24万5千円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	12,000 円	3,500 円	7,500 円	12,000 円	3,500 円
2割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	19,200 円	5,600 円	12,000 円	19,200 円	5,600 円

■同じ世帯内で75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、軽減措置があります。

(申請は不要)

○現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を恒久的に受けることができます。

○75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。

(申請は初年度のみで2年度目の申請は不要)。

○所得割額は賦課しません。

○均等割額が2分の1になります。

○世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

納付が困難な人は、 まずご相談を！

災害などで損害を受けたときや、病気・会社都合による失業などにより納付がきわめて困難なときは、国保税の減免や猶予が受けられる場合があります。困ったときは、お早めに町役場健康保険課へご相談ください。

非自発的失業者の

申請必要

国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 52-5809

●対象者について

次の条件三つにすべて該当される人が対象になります。

- ・ 離職日が平成26年3月31日以降の人
- ・ 失業時点で65歳未満の人
- ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定

理由離職者の人

※特定受給資格者または特定理由離職者の判定は、雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のとおりコードかどうかで確認します。

【特定受給資格者離職理由一覽】

離職理由コード／離職理由
11 解雇
12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 雇止め（雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合）
22 雇止め（雇用期間3年未満で更新の明示がある場合）
31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覽】

離職理由コード／離職理由
23 期間満了（雇用期間3年未満で更新の明示がない場合）
33 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外）
34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

平成26年3月31日以降に非自発的な失業（解雇等）により町の国民健康保険に加入した人に対して、一定の条件を満たす人は、平成26年度から国民健康保険税の軽減措置が適用されます（申請必要）。

●軽減額について

国民健康保険税の所得割額は、前年分の所得により算定されます。

軽減は、離職者本人にかかる前年分の給与所得を100分の30とみなして計算します。

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、国民健康保険税の均等割額および平等割額が軽減（7割軽減・5割軽減・2割軽減）されますが、軽減判定時においても離職者本人の所得を前年分の給与所得を100分の30として算定します。ただし、給与所得以外の所得については軽減の対象にはなりません。また、上位所得・一般・町民税非課税の三つの世帯で区分される高額療養費などの自己負担限度額の判定についても、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

●申請について

○随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けています。

○申請に必要なもの

・すでに国民健康保険に加入されている

●軽減期間について

国民健康保険税の軽減期間

離職年月日	軽減対象期間
平成25年3月31日～	平成27年3月末
平成26年3月30日	まで（25・26年度）
平成26年3月31日～	平成28年3月末
平成27年3月30日	まで（26・27年度）

※国民健康保険に加入中は、就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了する場合があります。

なお、平成25年3月31日～平成26年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減期間が平成26年度まで軽減対象期間がありますが、以前に軽減申請されていれば再度申請は必要ありません。

平成26年度の介護保険料について

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52 - 5809

高齢者の増加とともに介護保険制度の利用も年々増加しています。

それに伴い65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成24～26年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した「基準額」※をもとに、その人の世帯の所得に応じて決定します(今年度は保険料の改定はありません)。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源となります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※基準額の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町で必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{給付額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分} \\ \text{約 21\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町に住む} \\ \text{65歳以上の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料の基準額} \\ \text{50,400 円 (年額)} \\ \hline \end{array}$$

町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)で負担します。

▼所得段階別保険料

所得段階	対象となる人	平成26年度 保険料額
第1段階	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者※ ¹ で、世帯全員が住民税非課税の人	25,200 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	25,200 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	37,800 円
第3段階 (特例)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	32,760 円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、被保険者本人は住民税非課税の人	50,400 円
第4段階 (特例)	第4段階に該当される人で、被保険者本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	41,830 円
第5段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,950 円
第6段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	63,000 円
第7段階	被保険者本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	75,600 円

※¹ 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

後期高齢者医療保険料が改定されました

問健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

後期高齢者医療保険料は、2年に一度見直しがされることとなっています。
平成26年度の後期高齢者医療保険料の改定は次のとおりです。

	平成24・25年度		平成26・27年度
均等割額	47,474円	均等割額	50,431円
所得割率	9.45%	所得割率	10.17%
上限額	55万円	上限額	57万円

また、均等割額の軽減の対象範囲が拡大されます。

【2割軽減】

33万円+(35万円×被保険者数)以下

平成26年度以降

33万円+(45万円×被保険者数)以下

【5割軽減】

33万円+(24.5万円×
世帯主を除いた被保険者数)以下

平成26年度以降

33万円+(24.5万円×被保険者数)以下

■所得の低い世帯については、国民健康保険税と同様の軽減措置に加え、以下の軽減措置を行います。

- ① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額※の合計額が33万円以下の人
⇒均等割額が8.5割軽減となります
※この場合の所得金額とは、基礎控除はせず65歳以上で公的年金控除を受けている人は最大15万円を控除したものです。
- ② ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない場合
⇒均等割額が9割軽減となります
- ③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者（国民健康保険組合を除く）」であった人
⇒均等割額が9割軽減となります
- ④ 年金収入が153万円以上211万円以下（給与収入等がある場合でも、総所得金額が91万円以下であれば対象となります）の人
⇒所得割額が5割軽減となります

(注)均等割額は、重複して軽減を受けることはできません。

【後期高齢者医療保険制度には、減免制度があります】

災害などの理由で一定の基準に該当し、必要と認められた場合は、申請により保険料が減免されることがあります。

詳しくは、健康保険課 賦課徴収係までお問い合わせください。

7月中旬に、『国民健康保険税』、『介護保険料』、『後期高齢者医療保険料』 の通知書を被保険者の人へ送付します お支払方法については、下記のいずれかとなります

■納付書または口座振替でのお支払(普通徴収)

年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替による納付

■納付書または口座振替でのお支払(普通徴収)と年金からの天引きでのお支払(特別徴収)

- 7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌年2月の3期に分け、年金から天引きで納付
- 4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌年2月までの6期に分け、納付書または口座振替による納付

■年金から天引きでのお支払(特別徴収)

4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6期に分け、年金から天引きで納付

- ※介護保険料のお支払い方法については、特別徴収(年金からの天引き)が優先されるため、普通徴収(納付書払い、口座振替)に変更することはできません。
- ※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料のお支払い方法について、特別徴収(年金からの天引き)を中止し、口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の人は、健康保険課で手続きしてください(7月31日までに手続きをされると10月から年金天引きが中止され口座振替となります)。
- ※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税・住民税の負担額が下がる場合があります。

介護保険「利用者負担額減額制度」のご案内

☎健康保険課 介護保険係 ☎52-5809

介護保険制度には、申請により介護サービスを利用する人の自己負担軽減制度があります。

対象となる人は、健康保険課介護保険係で手続きをしてください。該当した人には、認定証等を発行します。

認定証等は、介護サービスを利用する場合に必ずサービス提供事業所に提示してください。

種類・内容	対象となる人
●介護保険負担限度額認定制度 介護保険施設、ショートステイを利用する人の居住費(滞在費)・食費の自己負担額を軽減	○第1段階…世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ○第2段階…世帯全員が住民税非課税で、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○第3段階…世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人・課税世帯特例減額措置対象者 ※所得の状況などにより、負担額が異なります。
●社会福祉法人等利用者負担軽減確認制度 利用者負担軽減の対象となる社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所、施設入所などの介護サービスを利用した場合、自己負担額の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)を減額	世帯全員が住民税非課税で、年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下の人で、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がなく、負担能力のある親族等に扶養されていないことなどの要件を満たす人

『特定健康診査・特定保健指導』

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施いたします。メタボリックシンドロームは生活習慣病との関わりが深いとされており、早期発見や予防をすることが大変重要です。特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見に役立つほか、毎年1回の健康チェックにもなり、ご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

また、特定健康診査をより多くの人に利用していただけるよう、**受診料(自己負担金)を引き下げました**。これを機に今まで受診されたことがない人はぜひ受診してみてください。

■特定健康診査

●対象となる人

40歳～74歳で町の国民健康保険に加入している人（毎年度4月1日現在で加入している人）。対象者には、5月下旬に「特定健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

※ただし、町が実施する「外来人間ドック助成事業」を利用される人は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険（全国健康保険協会・管掌健康保険・健康保険組合・共済組合等）に加入している人およびその被扶養者には、加入している保険者から健診方法等について通知される予定です。

●受診方法等について

原則として、平成26年6月1日から平成27年1月31日までの間に、郡内の実施医療機関で受診してください。（医療機関によって予約が必要な場合もありますので、事前にご確認ください）

受診される際には、「特定健康診査受診券（もえぎ色）」、「質問票」、「国民健康保険被保険者証」を必ず医療機関の受付に提示して

ください。

なお、受診結果については、受診された月の約2カ月後に個別に通知します。

※生活保護を受給されている人には、「特定健康診査受診券」と「質問票」は送付していません。受診を希望される場合は、保健センター（☎52・4999）までご連絡ください。

●受診料(自己負担金)

受診される際には、医療機関の窓口で受診料をお支払いいただく必要があります。（受診券に自己負担額が記載されています）

・40歳～69歳の人	↓	1,000円
・1500円		
・70歳～74歳の人	↓	500円
・800円		

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要とされた人を対象に、保健師、管理栄養士がアドバイスを行います。対象者には通知します。なお、特定保健指導は無料で行います。

『後期高齢者の健康診査』

後期高齢者医療に加入している人は、山口県後期高齢者医療広域連合が実施する「健康診査」を受診することになります。

○対象となる人

後期高齢者医療に加入している人（75歳以上の人、65歳～74歳の人で一定の障害があり認定を受けた人）

対象者には、5月下旬に「健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

○受診方法等について

原則として、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間に、実施医療機関で受診してください。（医療機関によって予約が必要な場合がありますので、事前にご確認ください）

受診をされる際には、「健康診査受診券（黄色）」、「質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず医療機関の受付に提示してください。

○受診料(自己負担金)

受診される際には、医療機関の窓口で受診料500円を自己負担でお支払いいただく必要があります。

おめでとうございます ～春の叙勲～

瑞宝単光章（消防功労）

田中 信雄 さん（奈良）
元田布施町消防団 第3分団長



昭和47年に消防団に入団して以来、永きにわたり、消防業務に精励されました。

瑞宝単光章（鉄道業務功労）

山本 雅規 さん（西田布施）
元日本国有鉄道職員



永きにわたり鉄道業務に精励された功績が認められ、表彰されました。

補助犬受給者の募集について

県では、障害者の社会参加と自立更生を促進することを目的として、補助犬受給者を募集しています。

○募集期間 5月8日(木)～7月10日(木)

○募集人員 1～2人

○応募資格(次の全ての項目に該当する人)

- ①盲導犬・介助犬・聴導犬の種類ごとに、身体障害者手帳の交付を受けている在宅の障害者 ※条件あり
- ②山口県に1年以上居住し、平成26年4月1日現在で満18歳以上の人
- ③住居内において補助犬とともに生活し、飼育が可能な人
- ④補助犬との共同訓練または合同訓練が可能な人
- ⑤(盲導犬・約1カ月間 介助犬・約40日間 聴導犬・約10日間)その人の属する世帯の平成25年の所得税額が396万円以下の人

《詳細は、町民福祉課福祉係へお問い合わせください。》

○提出書類

- ・補助犬給付申請書
- ・誓約書
- ・家屋の所有者または管理者の補助犬飼育同意書(借家に移住する人)
- ・応募者の世帯全員の平成26年度所得・課税証明書
- ・障害程度申告書

○申込み・問合せ先

山口県健康福祉部

障害者支援課社会参加推進班

☎083・933・2765

町民福祉課 福祉係

☎52・5810



以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

民家改修型の小規模デサービス ～すべての人々がささやかな幸せが得られるように～ あなたたちを応援します!!

あさの郷

■提供時間 10:00～15:30(月～土曜日)
ご家族の相談に柔軟に対応!! 送迎あり!!

はなさく相談支援事業所
介護について困っている事の相談を受け付けます。ぜひ一度お電話下さい。

TEL (0820) 25-3715 FAX (0820) 25-3737
田布施町麻郷尾追1697番地

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ (株)大島商会

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 <http://www.ap-oshima.com>



スポーツ推進委員の役割は、本町でも全ての町民がスポーツやレクリエーション活動に様々な形で関わり健康で生きがいを感じることが出来るような、生涯スポーツの推進に取り組むことです。

目指す姿としては、町民一人一人の年齢、体力等にに応じて（いつでも、どこでも、いつまでも）スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画を図ります。また、地



デザイン：石ノ森 章太郎
生涯学習のマスコット“マナビイ”

NO.260

平成4年に体育指導委員を委嘱され22年、今年度からはスポーツ振興法が全面改正（平成23年6月）され委員の名称も変更となり、スポーツ推進委員になられた佐々木さんに田布施町のスポーツ推進計画について語って頂きました。

生涯スポーツの町田布施の実現に向けて

土井の内自治会 佐々木 光嗣^{みつぐ}

域スポーツ推進拠点整備、健康および体力の保持促進、障害者スポーツ推進に取り組んで参ります。

将来を担う人材を育成するため、心身の成長過程にある子どもたちがスポーツ活動を通じて生涯に渡って逞しく生きるための健全な心と身体を培い、豊かな人間性のかん養や学校体育の充実を図ります。また、スポーツの指導者やボランティアなどスポーツを支える人材の育成に取り組めます。地域の資源や特性を活かし、スポーツの持つ多様な力を様々な分野で活用した地域づくりを促進すると共に、町民が主体となったスポーツ推進活動を促進するための環境作りに取り組めます。施策推進の取組としては、スポーツ活動への参加の促進です。

最近のアンケート調査によると、過

去1年間にスポーツを行っていた人は55.4%と半数以上の人がスポーツを行っています。しかし、残る半数近くの方が過去1年間全くスポーツを行っていないと回答しています。こうした町民にスポーツへの関心を喚起し、それぞれの適正等に応じたスポーツ活動への参加意欲を高めていくことが必要です。

全くスポーツ活動を行わなかった人が今後してみたいと回答したスポーツは（ウォーキング・散歩・体操（軽い）・ラジオ体操）等、気軽に行えるスポーツが上位を占めています。こうした町民にそれぞれ適正等にあつた、スポーツ活動への機会を増やしていきます。

スポーツ活動への積極的参加に向けた普及・啓発の取組としては、スポー



ツに対するさらなる関心と理解を深める一立場からの積極的な参加を促進するため、町内のスポーツ推進委員は新たなスポーツイベントの開催や現在開催しているスポーツについて検討や見直しをいたします。多くの町民がスポーツへの関心を深め、自主的にスポーツに親しむことが出来るように各関係機関や関係団体のイベント情報などを町の広報やホームページに記載し啓発を図ると共に、報道機関へのスポーツに関する情報の積極的な提供に努めます。

最後に、これからも微力ではありますが、スポーツを通じ行政と町民のパイプ役として本町のスポーツ全般に協力して参ります。

東日本大震災

田布施中学校 校長

厚東 和彦

2011年3月11日金曜日。忘れもしない、東日本大震災。あのテレビに映し出された津波や火災の映像は映画のようでした。

そのニュースに衝撃を受けていたとき、2000年に語学研修のためニュージーランドで半年を過ごし、苦楽をともにしたメンバーだった福島県やその近隣の茨城県、群馬県の先生方の顔が頭をよぎりました。

地震発生の翌日から、携帯電話やメールで先生方の安否を確認しようとしたが、呼び出し音が延々と鳴り響くだけでした。

地震発生から3日後、群馬県の先生から無事を知らせるメールが届きました。茨城県の先生とも電話がつながり、元気な声を聞くことができました。そして5日後、一番の被災地である福島県の先生と連絡が取れ、全員無事であることが確認でき、本当に嬉しかったのが昨日のことのようです。

しかしその後、被災地に対する風評被害、被災者への心ない言動等がテレビや新聞で報じられました。「福島ナンバーの車は来るなと言われた」「避難先の転校した学校で心ない言葉を言われた。」等、心が痛むようなニュースが報道されたのです。

被災者に罪はなく、むしろ、家族を亡くされたり家屋が流されたりして心に大きな傷を負っておられる方々です。少し考えれば、被災者の皆さんの状況は理解できるはず。それだけに、こういったニュースは残念でなりません。

我々にとって一番大切なのは自分自身のことですが、社会で生きていく以上、周りの人たちへのさげない心遣いや優しい声かけなどはとても大切なことだと思えます。田布施中の生徒には、そういうことができる社会人に成長してほしいと願っています。

福島県の先生は幸いにも大きな被害を免れ、御家族も全員無事で、現在元気に仕事をしておられます。ニュージーランドから帰国して始めた先生方とのメールのやり取りは、現在も続いています。



ゴールに向かって、一生懸命ドリブル！

第166回

サークルスケッチ

東田布施サッカースポーツ少年団

東田布施小学校



僕たち東田布施サッカースポーツ少年団は、2年生から6年生までの総勢25人(男子19人、女子6人)で、東田布施小学校をホームグラウンドに活動しています。

毎週土曜日14時からが全体練習の日で、みんなで頑張っています。その練習の成果を試合で発揮したいと思っていますが、残念ながらなかなか勝てずになります。でもユニフォームはともかくいいです。よくサンフレッチェがいるって言われます。

試合以外にも年間を通じて色々な行事があります。親子サッカーやキャンプなどです。親子サッカーではお父さんやお母さんと勝負しますが、いつもけちよんけちよんにやられてしまいます。大人気ないです。でも楽しいです。いつか勝つてやる！

夏にはキャンプをします。練習の後にみんなで食べるバーベキューは最高です。肝試しもします。頭では分かっている、いつもボーカルフフェイスで頑張っ

ています。が正直とても怖いです。特に監督の前説がたまりません。けど最後はみんなと色々な話をしながら一緒に寝ます。今年も楽しみです。

他にもカラオケに行ったりします。たまに勝った時に保護者の人がくれるご褒美です。あめとむちだつて言っていました。

こんな僕たちと一緒にサッカーを楽しみませんか。気軽に見学や体験に来てください。一緒に熱い汗を流しましょう。お待ちしています。



東田布施サッカースポーツ少年団のメンバー



健康づくり推進キャラクター

「田布施町健康増進計画」～生活習慣病・がん対策編②～

問保健センター

☎52-4999

生活習慣病は、寝たきりや認知症の発生と関連が深く、健康寿命の延伸を妨げる原因の一つです。しかし、生活習慣を改善することで、生活習慣病は予防、改善されます。

町では、生活習慣病の予防、改善のために知識の普及に努め、生活習慣の改善に協力していきます。

■目標 『メタボリックシンドロームにならないよう肥満を予防・解消しよう。』

項目	区分	現状値	目標値
肥満者(BMI25以上)の割合	20歳以上 男性	20.9%	15%以下
	20歳以上 女性	16.4%	15%以下
噛むことを意識している人の割合	20歳以上	7.1%	15%以上
1日5皿(350g)以上の野菜を接種する人の割合	20歳以上	3.9%	8%

■適正体重を知ろう

BMI(Body Mass Index)は、肥満の判定に用いられる「体格指数」です。

あなたのBMIを計算してみましょう。適正体重を維持することで生活習慣病を予防することができます。健康づくりの第一歩として、毎日体重を測定し記録してみませんか。

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

BMI	判定
18.5未満	やせ
18.5以上～25未満	適正体重
25以上	肥満

※体重測定、野菜摂取については、たぶせ・いきいきスタンプラリー自己目標の対象となっています。チャレンジしてみませんか。

■噛ミング30(カミングサンマル)

厚生労働省は、ひと口30回以上噛んで食べることを目標とする「噛ミング30」を提唱しています。これは、よく噛む食べ方を通じて健康増進を図ろうというものです。早食いを見直してみませんか。

噛むことの利点

- 消化吸収が良くなり、肥満予防に
- 口の周りに筋肉がつき、発音がきれいに
- 血流がよくなり、脳が活性化

■野菜をたくさんとろう

成人の野菜摂取量目標量は1日350gです。小鉢1皿分(70g)を5皿と考え、毎食、野菜をとることを心がけませんか。



★米こうじの甘酒寒天★

食生活改善推進協議会

いただきます

「米こうじ」の甘酒は、ほんのりとした素材の甘さがあり、体に優しい栄養成分が含まれています。「酒かす」の甘酒と違って、アルコールを含まないので、お酒が苦手な人でも食べられます。初夏にピッタリのひんやりとしたデザートはいかがですか。

材料(4人分)

甘酒(米こうじのもの)	1・1/2カップ
水	1・1/2カップ
粉寒天	4g
生姜汁	大さじ1
黒みつ	適宜

1人分の栄養価

エネルギー…106kcal
たんぱく質…1.5g 脂質…0.1g
カルシウム…33mg 塩分…0.1g

作り方

- ① 鍋に、水と寒天を入れて火にかけ、かき混ぜながら弱火で煮溶かす。甘酒を加えて、さらに弱火で煮る。
- ② 生姜汁に混ぜ、水で濡らしたパッドに流し入れ、冷やし固める。
- ③ 食べやすい大きさに切り分けて、器に盛り、黒みつをかける。



ホテルまつりが開催されました

5月31日（土）、「第20回たぶせ・城南ホテルまつり」が開催され、例年以上の盛り上がりを見せました。



アルプホルンの演奏



「マウンテンマウス」によるライブ

スポーツ少年団結団式を開催

4月29日（火・祝）、「スポーツ少年団結団式」がスポーツセンター体育館で行われました。

式では、団員約250人（12団）を代表して中稲澁さん（麻郷サッカースポーツ少年団）が団員誓いの言葉を述べました。

その後、円盤状のディスクで行う的当て「ディスクゲッター」を通じて、団員同士の交流を図りました。



平田川の草刈りが行われました

5月30日（金）、平田川沿いの草刈りが行われました。

日差しが照りつける中、麻郷ふるさとの会（大室弘樹会長）のメンバー6名を中心に、草刈り機で作業を行いました。



緑のカーテンで夏を涼しく

5月27日（火）、地球温暖化対策推進の一環として、緑のカーテンづくりに取り組む町民を対象に、「緑のカーテン設置講習会」が高齢者いきいき館で開催されました。

参加者は、ゴーヤ（にがうり）などの苗の定植の仕方、水やり、ネットの張り方などを実際に体験し、緑のカーテンへのチャレンジを誓っていました。



図書館へ行こう！

～新しく入った本の一部を紹介します～

田布施図書館
e メールアドレス
ホームページ

☎ 52-2288
library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp
http://library.town.tabuse.yamaguchi.jp

6月の休館日

毎週月曜日
月末整理 29日(日)

一般

●話題の本●



『女のいない男たち』
村上 春樹 著

舞台俳優・家福は女性ドライバーみさを雇う。死んだ妻について、彼はみさに少しずつ語り始めた。『文藝春秋』掲載の「ドライブ・マイ・カー」ほか、全6編の短編を収録する。

小分けごはん 岩崎 啓子

ときめく収納アイデアBOOK 主婦と生活社

満月の道 宮本 輝

ケモノの城 菅田 哲也

紅けむり 山本 一力

廉恥 今野 敏

オール・ユー・ニード・イズ・ラブ

小路 幸也

橋爪大三郎

国家緊急権

グレイ

半導体が一番わかる

大晩年

永 六輔

内富 直隆

堂場 瞬一

橋爪大三郎

小路 幸也

橋爪大三郎

今野 敏

山本 一力

菅田 哲也

宮本 輝

主婦と生活社

ときめく収納アイデアBOOK

岩崎 啓子

児童

●話題の本●



『コロボックル絵物語』
有川 浩 作

北海道に住む少女ノリコが、母さんのお墓の近くで出会った「小さな生き物」。彼らとトモダチになりたいノリコは手紙を書き、牛乳をおそなえしましたが…。55年間愛され続けた「コロボックル物語」を有川浩が書き継ぐ。

石の卵 山田 英春

目のしくみ大研究 根本 昭

ぺっこぺこヒグマ ニック・ブランド

かまきりとししまあおむし

おとうさん！おとうさん！ 降矢 なな

りんごの花がさいていた 森山 京

なないろレインボウ 宮下 恵菜

◆おしゃべり箱おはなしの会

6月28日(土)午前10時30分

※場所は図書館2F 講座室

文芸

俳句・短歌

周防一夜会

麦の穂青青と 己れにいつわる事のなし
遠くで船の汽笛 そよ風よありがとう
コーヒーの 苦い一日の終わりのだ
水鏡 万物うつし里暮れる
算数が嫌いで 草笛が好き

中谷みさと
石田 帝児
部屋 慈音
久光トキ子
田村 節子

麻郷俳句教室

はじまりの青梅一つ落ちにけり
大筵音を散らして梅おとす
実梅もぐ朝の光に手をのぼし
薫風や浜辺に憩ふ車椅子
薫風や飛び石渡るハイヒール
ランドセル揺らし帰る子風薫る
風薫るたまには楽しひとり居も

曾我 欣行
松根千代子
田村 文代
播磨 春枝
岡 倫子
西方 一恵
木舩 良枝

短歌

花^お了えし桜の枝に風吹けば
残るはなびら散る二三片
会いたくも思い叶わぬ人の名を
呼びて雉子は雨の外に啼く
つくしんぼつつん覗く薄みどり
ほぐされゆかむ春の日差しに
待つ君の肩に我が肩そつと寄せ
黙して歩く葉桜の下
母の掌になりし小豆も終ひなり
炊きたるおこわ噛みしめをりぬ

藤田 京子
吉村 京子
熊谷 玲子
城 恭子
加賀谷由紀子



○施設開放 月～金曜日 9:30～16:00
(昼休み 12:15～13:15)
土曜日 9:30～12:00

※水遊び・プール遊びが始まります。
水着・タオルの用意をお願いします。
※26日(土)は園の行事のため、支援センターはお休みです。

赤ちゃんサロン

10:00～12:00

【7月行事】

★よちよち 毎週火曜日
1歳児対象
(H24年4月2日～H25年4月1日生まれ)

1日 七夕飾り作り
8日 プール遊び・おにぎりギョッ!
15日 プール遊び
22日 身体測定・プール遊び
29日 プール遊び

★はいはい 毎週月曜日
0歳児対象
(H25年4月2日以降生まれ)

7日 七夕飾り作り
14日 水遊び
25日(金) 調理実習※限定10組
28日 身体測定・水遊び

★すくすく 毎週木曜日
2歳児対象
(H23年4月2日～H24年4月1日生まれ)

3日 七夕飾り作り
10日 プール遊び・おにぎりギョッ!
17日 プール遊び
24日 身体測定・プール遊び
31日 プール遊び

★全員対象

16日(水) 誕生会

4日(金) 孫サロン

《子育ての名脇役、孫育ての
みなさんを応援しています》

23日(水) マタニティサロン

🌸妊婦さん対象

柳井警察署だより

☎23-0110

<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.htm>



山口県警察で勤務する 船舶職員の募集



山口県警察では、船舶職員(航海士)を募集します。詳細は右表のとおりです。

○受験案内・申込書は、各警察署・山口県警察本部で配布します。また、山口県警察本部ホームページからもダウンロードできます。

○詳細は、警察本部警務課人事係
(☎083-933-0110)
にお問い合わせください。

区 分	船舶職員(航海士)
受験対象	昭和50年4月2日以降に生まれた人
募集人員	1人程度
勤務地	山口県内で警察用船舶を配置している警察署
受験資格	六級海技士(航海)以上及び 一級小型船舶操縦士の両資格を有する人
受付期間	6月4日(水)～9月8日(月)

匿名2件
として

※チャイルドシート借用お礼
匿名1件

一本松 益永和子(母) 石丸二子
寿 松岡幹雄(妻) 慶子
名倉 大島一展(母) ユミ子

中郷 林健治(母) ミナコ
岸田園地 東純子(父) 忠

見田園地 鳥枝秀則(父) 金司
大波野中 田中靖昌(母) スミエ

蓮輪 坂本武士(母) 芳子
平生町 長尾忠典(母) 實子

真殿 久保静枝(夫) 正人
*香典返し

千草会
*春の展示即売会の売上げを

匿名2件
浄泉寺仏教婦人会

*社会福祉事業へ
(4/21～5/20受付分)

☎53-1103
社会福祉協議会

ご芳志

暮らしの 情報 コーナー

知 お知らせ 労働保険の 年度更新手続き

事業主のみなさんへ

労働保険に係る平成25年分の
確定保険料と平成26年度分の概
算保険料の申告・納付手続き
は、6月1日から7月10日まで
に行ってください。

※申告書等をご持参される場合
は、6月2日からになります。

■電子申請・電子納付

電子申請を行うこともできま
す。また、申告を電子申請した
場合には電子納付を行うことも
できます。

詳細は、電子政府の総合窓口
<http://www.e-gov.go.jp/>
をご覧ください。

6・7月の2カ月間、山口労
働局労働保険徴収室に、労働保

険手続きに係る電子申請体験
コーナーを設置します。

■申告書受付相談会

申告書の記入相談・受理、保
険料の納付ができます。

◇日程／場所

・6月24日(火)

光市地域づくり支援センター

(光市島田4・14・3)

・6月27日(金)

柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井尾上3718)

◇受付時間 午前10時～午後3時

■問合せ先

山口労働局労働保険徴収室

☎083・995・0366

知 お知らせ 後期高齢者医療保険 証の点字シール貼付

後期高齢者医療制度に加入さ
れている方については、8月の
更新に伴い新しい保険証を7月

下旬頃に簡易書留郵便にてお送
りしますが、希望される方には
点字シール(封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字

を打刻したもの)を貼り送付す
ることが可能です。

点字シール貼付を希望される
方は、6月25日(水)までにご連

絡ください。

◇問合せ先

健康保険課 保険年金係

☎52・5809

相 相談 不妊専門相談会

◇日時 7月25日(金)

午後3時～午後5時(予約制)

◇場所

柳井健康福祉センター

2階 クリニック室

◇専門相談担当者

○独立行政法人地域医療機能推
進機構 徳山中央病院

産婦人科医師 伊藤 淳医師

○臨床心理士・生殖心理カウ
ンセラー 今井 佳子先生

◇相談内容

不妊に関する相談、悩みやス
トレス、不妊治療に関する情
報提供など

◇申込方法 事前に電話で予約
してください。

◇費用 無料

◇申込期限 7月18日(金)

◇その他

秘密は固く守りますのでご安
心ください。

◇申込み・問合せ先

柳井健康福祉センター

☎22・3631

知 お知らせ 6月は住環境衛生 推進月間です

環境衛生に注意して快適な
生活をしましょう。

■感染症や食中毒予防のため、
衛生害虫の防除を

ねずみやゴキブリ等の生活環
境への侵入を防ぎ、駆除に努め
ましょう。

駆除に当たっては、生息場所
を確かめ、掃除や食品、残飯な
どの管理をしっかりと行った上
で、薬剤を使うなどすると効果
的です。

■室内空気汚染予防のため換気
をしましょう

気温が高い時期、特に新築、
改築、改装後の気密性の高い建
物は換気に気をつけましょう。

夏期に、建物を長く締め切っ
ていたときは、十分換気をしま
しょう。窓による換気は、場所
が離れた2カ所の窓を開けると
効果的です。

◇問合せ先

・柳井保健所

☎22・3631

・町民福祉課 環境係

☎52・5810

知 お知らせ 経済センサス・基礎 調査と商業統計調査

総務省と経済産業省は、平成
26年経済センサス・基礎調査と
平成26年商業統計調査を、報告
負担の軽減、効率的かつ円滑な
調査等の実施の観点から、一体
的に実施します。

経済センサス・基礎調査は、
すべての産業分野における事業
所及び企業の活動の状態を調査
し、事業所及び企業の基本的構
造を明らかにするを目的として
います。

商業統計調査は、商業を営む
事業所について、従業者数、商
品販売額等を把握し、商業に関
する施策の基礎資料を得ること
を目的としています。

調査基準日は7月1日です。
皆様の調査へのご理解・ご回
答をよろしく願います。

◇問合せ先

・山口県統計分析課

☎083・933・2654

・企画財政課 企画係

☎52・5803

知
お知らせ
**プール開きは
7月19日(土)です**

田布施町スポーツセンター内
プールを一般開放します。

◇期間

7月19日(土)～8月30日(土)
※台風襲来時、PM2.5警報
および雷警報発令時点、雨等
による水温低下(22℃以下)
の場合、使用中止となります。

◇休館日 毎週月曜日

※7月25日(金)は町内小学生
水泳記録会のため休み

◇料金(1時間)

- ・高校生以上 160円
- ・(町外該当者は320円)
- ・中学生以下 80円
- ・(町外該当者は160円)

◇開放時間 午前10時～午後5時

※正午～午後1時は昼休みのた
め使用できません。

◇問合せ先

田布施町スポーツセンター
☎52・3832

知
お知らせ
**18歳未満の
雇用について**

事業者が18歳未満の人をアル
バイトとして雇用し、仕事をさ

せるときには、労働基準法によ
り労働条件通知書の交付義務、
時間外・休日労働の禁止などの
規定があります。

詳しくはお問合わせください。

◇問合せ先

下松労働基準監督署
☎0833・41・1780

知
お知らせ
**労働ほっとライン
のご利用を!**

県では、労働問題に精通した
専門の相談員が相談に応じる労
働ほっとラインを開設していま
す。賃金、労働時間、残業、雇
用、セクハラなど、各種の労働
相談を電話により承ります。

※労働基準法違反が疑われる事
務所に対する指導・監督等の
ご相談は、最寄りの労働基準
監督署にお願いします。

◇開設場所 山口県労働政策課

◇電話番号
☎083・933・3232

◇相談員

社会保険労務士

◇相談料 無料



◇相談日

月曜日～金曜日
午前9時～午後6時

(祝日・年末年始を除く)

※この他、県では「あっせん」
も行っています。詳しくは
ホームページをご覧ください。
い。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a34000/index/>)

知
お知らせ
**戦没者遺児による
慰霊友好親善事業**

日本遺族会は、「戦没者遺児
による慰霊友好親善事業」の参
加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補
助を受け実施しており、先の大
戦で父等を亡くした戦没者の遺
児を対象として、父等の戦没し
た旧戦域を訪れ慰霊追悼を行う
とともに、同地域の住民と友好
親善をはかることを目的として
います。

◇参加費 9万円

◇実施地域

・広域地域
旧満州／西部ニューギニア／
旧ソ連／マリアナ諸島／東部
ニューギニア(1次)／トラッ

ク・パラオ諸島／ボルネオ・

マレー半島／フィリピン(1
次)／ソロモン諸島／ミャン

マー(1次)／台湾・バシー海
峡／東部ニューギニア(2次)／

ミャンマー・インド(2次)／
フィリピン(2次)／中国

・特定地域

西部ニューギニア／ビスマー
ク諸島／マーシャル・ギルバ
ート諸島

◇問合せ先

日本遺族会事務局
☎03・3261・5521

◇申込先

一般財団法人山口県遺族連盟
〒753・0051
山口市旭通り1・11・6
☎083・925・1313

お詫びと訂正

広報5月23日号2ページ

「ごみ袋(可燃大)」の材質を変
更」で、問合せ先である熊南
総合事務組合の電話番号が

「☎0820・57・5810」
となっていました。

「☎0820・57・0530」
の誤りでした。

お詫びして訂正します。

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL <http://www7.ocn.ne.jp/~tetu0218/>

お近くでもお気軽にご利用下さい

原田タクシー(有)

0820

52-2536・52-2062

熊毛郡田布施町波野(田布施駅前)

知 お知らせ **60周年記念誌の 写真を募集します**

田布施町は、昭和30年1月の1町3村（旧田布施町、城南村、麻郷村、麻里府村）合併から60年を迎えます。町では「田布施町合併60周年記念誌」を作成する予定としており、田布施町の60年間の出来事等の写真を広く募集しています。

◆募集内容

合併前・後の町の風景、町並み、行事の写真、また資料など（特に昭和期の写真）

◆連絡・問合せ先

企画財政課 企画係
☎52・5803

講 講習 **パソコン・ビジネス スマナー講習**

◆対象

就職を希望する55歳以上で、ハローワークに求職登録している人

◆期間

7月14日（月）～7月24日（木）
土・日・祝を除く8日間

◆場所

柳井市文化福祉会館
9時30分～16時

◆内容

パソコンの基礎操作およびビジネススマナーの習得

◆参加料

無料

◆募集人員

20名
（就職意欲の高い方を優先し、郵送にて通知）

◆申込期限

6月30日（月）

◆申込方法

ハローワークまたはシルバー人材センターに備え付けの「受講申込書」を郵送

◆申込み・問合せ先

シルバー人材センター連合会
☎083・921・6070

知 お知らせ **業務改善助成金を 活用しませんか**

この助成金は、中小企業の資金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。平成24年度には全国で1600余りの中小企業事業主が積極的にこの助成金を活用しています。県内の中小企業事業主の方々もぜひ積極的な活用をお願いします。

◆支給要件

①賃金引上計画
事業場内で時間給（月給者の

場合は時間換金額）が最も低い労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む）の賃金（800円未満）を1年で40円以上引き上げる計画を策定し、実施すること

②業務改善計画

労働能率の増進に資する設備・器具の導入や就業規則の作成等についての計画を、労働者の意見を聞いて作成し、実施すること

◆支給額

業務改善の経費の2分の1（企業規模30人以下の事業場は4分の3）で、上限が100万円

◆申込み・問合せ先

山口労働局労働基準部貸金室
☎083・995・0372
山口県最低賃金
総合相談支援センター
☎083・922・2606

募 募集 **プール監視員を 募集します**

◆募集定員

10人

◆対象者

・高校生以上で泳げる人
・10日以上勤務可能な人

◆賃金

時給740円

◆勤務日数

20日程度（3人1組で勤務）

◆期間および時間

7月19日（土）～8月30日（土）
（休館日を除く）

午前9時30分～午後5時30分

◆申込期間

6月20日（金）～7月5日（土）
午前8時30分～午後5時

※電話での申込はできません。
面接等を行い決定します。

◆申込み・問合せ先

田布施町スポーツセンター
☎52・3832



試 試験 **税務職員採用試験**

◆受験資格

平成26年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人

◆試験の程度

高校卒業程度

◆受験申込方法

・インターネット申込み
専用ホームページよりお申し込みください。
（<http://www.jinji-shken.go.jp/jken.html>）

・郵送または持参で申込み

インターネット申込みができない場合は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局に郵送または持参によつてお申し込みください。

◆申込期間

6月23日（月）～7月2日（水）
※郵送または持参の場合は6月26日までとなります。

◆1次試験

・試験日 9月7日（日）
・試験科目
基礎能力試験、適性試験、作文試験

◆受験申込書請求・問合せ先

〒730・8521
広島市中区上八丁堀6・30
広島国税局総務部
人事第二課試験研修係
☎082・221・9211
・光税務署総務課
☎0833・71・0166

7月

「社会を明るくする運動」

強調月間

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

法務省主唱の「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。また、犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。そして、これらのことについて、地域社会の理解と協力の輪を広げましょう。

◇問合せ先 山口保護観察所 企画調整課
☎083 - 922 - 1327



山口県立病院機構 職員採用試験

◇募集人数(配属予定病院)

・助産師 3人程度

(山口県立総合医療センター)

・看護師 40人程度

(山口県立総合医療センター)

・看護師 5人程度

(山口県立総合医療センター)

◇受験資格

昭和30年4月2日以降に生まれた人で、受験職種に応じた免許を有する人、平成27年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人または平成27年2月実施予定の助産師国家試験もしくは看護師国家試験に合格し当該免許を取得する見込みの人

◇受験手続

①受験の申込み

山口県立病院機構本部事務局に、受験申込書・受験票・自己紹介カードの3つを提出

※山口県立総合医療センター・山口県立総合医療センター・山口県立病院機構のホームページに提出書類の様式を掲載しています。

②応募期間

・A日程
4月10日(木)～7月25日(金)
・B日程
4月10日(木)～9月5日(金)

③受験票の交付

申込受付締切後、受験票を郵送
※受験手続の詳細についてはお問い合わせください。

◇試験日

・A日程 8月17日(日)

・B日程 9月28日(日)

◇試験会場

山口県立総合医療センター

◇問合せ先

山口県立病院機構本部事務局
☎0835 - 28 - 3311

狩猟免許 試験・更新

■狩猟免許試験

◇日時 8月24日(日)

午前9時～午後4時

◇場所 柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718番地)

※試験日の前日に、同会場において、社団法人山口県猟友会主催による狩猟者講習会が開催されます。

◇手数料

・新規受験者 ……5200円

・既に免許を所持し、さらに他の種類の狩猟免許を受験する人
……3900円

◇申請書の配布・受付

山口県柳井農林事務所

◇申請書の申込期限

8月15日(金)午後5時

※郵送の場合は消印有効

◇助成制度

「わな猟免許」および「第一種銃猟免許」の新規取得者に対する助成制度の説明会は狩猟者講習会において、申請手続き等の詳細を説明します。

■狩猟免許更新

◇日時 7月17日(木)

午後1時～

◇場所 山口県柳井総合庁舎

◇手数料 2900円

◇申請書の配布・受付

山口県柳井農林事務所

◇申請書の申込期限

7月10日(木)午後5時

※郵送の場合は消印有効

■問合せ先

◇狩猟免許試験・更新について

山口県岩国農林事務所

☎0827 - 29 - 1567

◇助成制度について

山口県自然保護課

☎083 - 933 - 3050

地域おこし協力隊通信
藤田 敬太郎・枝里香



企画財政課 企画係
☎ 52-5803

こんにちは。協力隊として活動を始めて早いもので1年2ヶ月が経ちました。

ご報告ですが、私たちはおかげ様で4月に結婚をしました。まだまだ未熟者ですが、これからは夫婦で頑張つてまいります。

さて、現在取り組んでいる活動をご紹介します。まず一つは体験農園計画です。50年近く耕作放棄された土地を開墾し、収穫の喜びを伝えたり、食育の機会を与える場所を作るべく開発を進めています。一番の狙いは、都市部の方々が定期的に田布施を訪れ、実際に魅力に触れてもらいファンになつてもらうことです。

そしてもう一つは移住フェアに向けての取り組みです。移住フェアとは、移住を考えている人が地域について知るきっかけを作る数少ないイベントです。私達は人口減少や担い手不足を解消するためには移住者を



耕作放棄地を開墾する
敬太郎隊員

呼び寄せることが重要だと考えています。しかし、田布施町は移住を考える人にとってほとんど知られていないのが現状です。協力隊の役割として大切なのは、まず田布施を知ってもらうこと。そして「田布施はこんなにいいところだよ。こんなに住みやすいよ。」と、どんどんPRすることです。そのために必要なツールを現在作成中です。枝里香隊員は得意なデザイン力を生かして、のぼりやハッピー、ポスターを。敬太郎隊員は映像制作のスキルを生かしてフェア用の映像を作っています。少しでも興味を示してくれる人が増えることを期待しています。

最後に皆様にお願ひです。空き家の情報を募集しています。自分自身が移住先を探していたとき、まず目を通したのは空き家情報でした。利用可能な物件がたくさんあることは移住の可能性を広げてくれます。どうぞよろしくお願ひいたします。

田布施町民憲章

豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統をうけついでわたくしたち田布施町民は、力を合わせ、活力にみち未来に輝く田布施を築くため、この憲章を定めます。

- 1. 健康で明るいくらしにつとめます
- 1. 豊かな心を養い、文化を高めます
- 1. 暖かい家庭を築き、伸びゆく力を育てます
- 1. 人に親切にし、互いに助けあいます
- 1. きまりを守り、平和なふるさとをつくります



町の花
コバノミツバツツジ



町の木
クロガネモチ

人口と世帯 (5月1日現在)	人口	15,960 人 (増減 + 10 人)
	男	7,578 人
	女	8,382 人
	世帯	6,998 世帯



休日・夜間納税(相談)窓口 6月・7月

滞納が続くと、納期から本税(料)納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの、納付に関する相談もお受けします。

- 休日昼間納税(相談)窓口(8:30~17:00)
6月29日(日) 7月27日(日)
- 平日夜間納税(相談)窓口(~20:00)
6月30日(月) 7月31日(木)

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税 務 課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
- 保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
- 町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建 設 課 ☎ 52-5807
- 下水道受益者負担金…建 設 課 ☎ 52-5817

今月の納期

○町県民税 (1期)

*「広報たぶせ」の点字版または音訳テープをお届けします。社会福祉協議会(☎ 53-1103)へお問い合わせください。